@ 瀬戸信用金庫



お客様各位

令和5年8月10日

瀬戸信用金庫

当座勘定規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、当座勘定規定を下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定日以前に当座勘定をご契約いただいたお客様にも、改定後の規定が適用されますので ご了承ください。

記

- 1. 改定日
 - 令和5年8月23日(水)
- 2. 改定する規定

当座勘定規定(一般用)

当座勘定規定(専用約束手形口用)

3. 改定内容

別紙新旧対照表をご参照ください。

当座勘定規定(一般用) 新旧対照表

(令和5年8月23日より適用)

新	IΒ
1.~10. (省略)	1.~10. (省略)
11. 支払の範囲	11. 支払の範囲
(1) (省略)	(1) (省略)
(2)呈示された手形、小切手等は、呈示日の15 時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資	〔追加〕
金により支払います。	
(3)手形、小切手の金額の一部支払はしません。	(2)手形、小切手の金額の一部支払はしません。
12.~34. (省略)	12.~34. (省略)

当座勘定規定(専用約束手形用) 新旧対照表

(令和5年8月23日より適用)

新	IΒ
1.~12. (省略)	1.~12. (省略)
13. 支払の範囲	13. 支払の範囲
(1) (省略)	(1) (省略)
(2)呈示された手形、小切手等は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資	〔追加〕
金により支払います。	
(3)手形、小切手の金額の一部支払はしません。	(2)手形、小切手の金額の一部支払はしません。
14.~32. (省略)	14.~32. (省略)